

自己資本調達手段に関する契約内容の概要及び詳細(平成 29 年 3 月末自己資本比率)

(平成 20 年金融庁・財務省・経済産業省告示 3 号、別紙様式第 3 号)

【普通株式】

1	発行者	株式会社商工組合中央金庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	会社法、株式会社商工組合中央金庫法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社商工組合中央金庫
7	銘柄、名称又は種類	普通株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	218,653 百万円
	単体自己資本比率	218,653 百万円
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	株主資本
	単体貸借対照表	株主資本
11	発行日	平成 20 年 10 月 1 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	株主総会で決定(注)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	完全裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし

22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後ローン
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

(契約内容の詳細)

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第 49 条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

【期限付劣後ローン(適格旧 Tier2 資本調達手段)】

1	発行者	株式会社商工組合中央金庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	不算入
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社商工組合中央金庫
7	銘柄、名称又は種類	期限付劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	15,000 百万円
	単体自己資本比率	15,000 百万円
9	額面総額	30,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	①平成 20 年 3 月 28 日 ②平成 20 年 3 月 28 日 ③平成 20 年 3 月 28 日 ④平成 20 年 3 月 28 日 ⑤平成 21 年 3 月 26 日 ⑥平成 24 年 3 月 28 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	①平成 35 年 3 月 28 日 ②平成 35 年 3 月 28 日 ③平成 35 年 3 月 28 日 ④平成 35 年 3 月 28 日 ⑤平成 36 年 3 月 26 日 ⑥平成 34 年 3 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	①②③④⑤あり ⑥なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	①平成 30 年 3 月 28 日以降の最初の利息支払日、全額または一部 ②平成 30 年 3 月 28 日以降の最初の利息支払日、全額または一部 ③平成 30 年 3 月 28 日、全額または一部 ④平成 30 年 3 月 28 日以降の最初の利息支払日、全額 ⑤平成 31 年 3 月 26 日以降の最初の利息支払日、全額

		⑥なし (注1)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	①平成30年3月28日以降の利息支払日、 全額または一部 ②平成30年3月28日以降の利息支払日、 全額または一部 ③なし ④平成30年3月28日以降の利息支払日、 全額 ⑤平成31年3月26日以降の利息支払日、 全額 ⑥なし (注1)
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	①②③④⑤固定から変動 ⑥固定
18	配当率又は利率	2.00% (注2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	①②③④⑤あり ⑥なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり

37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項なし
----	------------	-----------------

(契約内容の詳細)

(注 1) 主務省の事前承認が得られた場合に、書面による事前通知により償還可能。

(注 2) 加重平均により算出。

【期限付劣後ローン(Tier2 資本調達手段)】

1	発行者	株式会社商工組合中央金庫
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	—
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社商工組合中央金庫
7	銘柄、名称又は種類	期限付劣後ローン
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	10,000 百万円
	単体自己資本比率	10,000 百万円
9	額面総額	10,000 百万円
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	負債
	単体貸借対照表	負債
11	発行日	平成 29 年 3 月 28 日
12	償還期限の有無	あり
13	その日付	平成 39 年 3 月 28 日
14	償還等を可能とする特約の有無	あり
15	初回償還可能日及びその償還金額	平成 34 年 3 月 28 日以降の最初の利息支払日、全額(注 1)
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	平成 34 年 3 月 28 日以降の利息支払日、全額(注 1)
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	固定から固定(注 2)
18	配当率又は利率	0.60%(注 2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	裁量なし
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	なし
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	なし
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—

27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	あり
31	元本の削減が生じる場合	当金庫について、実質破綻事由が生じた場合(注3)
32	元本の削減が生じる範囲	常に全部削減
33	元本回復特約の有無	なし
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後の内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	なし
37	非充足資本要件の内容	—

(契約内容の詳細)

(注1) 主務省の事前承認が得られた場合に、書面による事前通知により償還可能。

(注2) 平成34年3月28日まで:0.60%の固定金利

平成34年3月29日以降:5年物円スワップのオフアードレート+0.4437%の固定金利

(小数点以下第6位を四捨五入)

(注3) 実質破綻事由とは、内閣総理大臣が当金庫について、預金保険法第102条の第二号措置もしくは第三号措置または第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った場合をいう。

【非支配株主持分】

1	発行者	商工中金リース株式会社 商工中金カード株式会社 八重洲興産株式会社 (注 1)
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	A種 A種 A種
3	準拠法	日本法
	規制上の取扱い	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	Tier2 資本に係る基礎項目の額
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	不算入
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社商工組合中央金庫
7	銘柄、名称又は種類	優先株式
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	連結自己資本比率	1,896 百万円
	単体自己資本比率	—
9	額面総額	—
10	表示される科目の区分	
	連結貸借対照表	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—
11	発行日	平成 20 年 10 月 28 日 平成 20 年 10 月 27 日 平成 21 年 6 月 17 日
12	償還期限の有無	なし
13	その日付	—
14	償還等を可能とする特約の有無	なし
15	初回償還可能日及びその償還金額	—
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	—
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	—
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別	変動
18	配当率又は利率	株主総会で決定(注 2)
19	配当等停止条項の有無	なし
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う	なし

	蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	あり
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	なし
24	転換が生じる場合	—
25	転換の範囲	—
26	転換の比率	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—
30	元本の削減に係る特約の有無	なし
31	元本の削減が生じる場合	—
32	元本の削減が生じる範囲	—
33	元本回復特約の有無	—
34	その概要	—
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
36	非充足資本要件の有無	あり
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項なし

(契約内容の詳細)

(注 1) 非支配株主持分にかかる出資比率

- ・商工中金リース株式会社: 50.00%
- ・商工中金カード株式会社: 16.67%
- ・八重洲興産株式会社: 100.00%

(注 2) 普通株主に先立ち、普通株式 1 株に対して交付する金銭の額に所定の金額を加算した額の配当を行う。
普通株主に対して、剰余金の配当を行わないときは、1 株に対して所定の金額の配当を行う。